

## 秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会（第1回）議事録

日時 令和元年10月8日（火）16：00～17：30

場所 秋田県秋田市 秋田キャッスルホテル 4階 矢留の間

### ○清水新エネルギー課長

よろしいでしょうか。定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく秋田県能代市、三種町および男鹿市沖協議会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本年、4月1日より、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律、通称「再エネ海域利用法」となりますが、施行されました。また、同年5月17日には、閣議決定により、同法に基づく基本方針も作成されたところであります。さらに、本年7月30日には、都道府県からの情報提供に基づいて、当区域を含む4区域につき、本法に基づく促進区域の指定に向けて有効な区域とし、同法第9条の規定に基づく協議会の組織の準備を開始する旨を公表いたしました。

同法及びこれらの経緯を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び秋田県が合同で本協議会を設置することとし、関係者の皆様に日程調整をいただき、本日の開催に至りました。本協議会においては、同法及び基本方針に基づきご協議をいただきたく、よろしく願います。

なお、本協議会は基本方針に基づきまして、透明性確保、地域との連携を促進するという観点から、原則として公開で開催するものであります。その方法は、後ほどご説明させていただきます本協議会運営規程（案）に基づいて、座長より協議会に諮っていただき、決定されることとなりますが、報道関係者の傍聴、それから取材を認める方法を想定しております。また、議事要旨を作成し、公開することについても想定をしておりますので、あらかじめご認識いただければと思います。

会議の開始に当たりまして、まず本協議会の出席者をご紹介させていただきます。お手元の資料1、出席者名簿のほうをご覧くださいと思いますが、法律の条項上になりますので、僭越でございますが私のほうからとなります。まず、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課課長、清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、国土交通省港湾局海洋・環境課課長の松良課長。

○松良海洋・環境課長

松良でございます。

○清水新エネルギー課長

それから、秋田県産業労働部新エネルギー政策統括監の石川浩司様。

○石川新エネルギー政策統括監

石川です。どうぞよろしくお願いたします。

○清水新エネルギー課長

農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の富樫真志様。

○富樫計画官

富樫でございます。よろしくお願いたします。

○清水新エネルギー課長

能代市市長、齊藤滋宣様。

○齊藤市長

どうぞよろしくお願いたします。

○清水新エネルギー課長

三種町副町長、檜森定勝様。

○檜森副町長

よろしくお願いたします。

○清水新エネルギー課長

男鹿市総務企画部部長、柏崎潤一様。

○柏崎総務企画部長

柏崎です。よろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

秋田県漁業協同組合代表理事組合長、加賀谷弘様。

○加賀谷組合長

加賀谷です。よろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

秋田県漁業協同組合若美地区運営委員長、佐藤優様。

○佐藤運営委員長

佐藤です。よろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

秋田県漁業協同組合理事・五里谷地区漁業者代表、杉本貢様。

○杉本代表

杉本です。よろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

秋田県漁業協同組合理事・北浦地区運営委員長、鎌田幸博様。

○鎌田運営委員長

鎌田です。よろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

能代市浅内漁業協同組合代表理事組合長、大高光晴様。

○大高組合長

大高です。よろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

三種町八竜漁業協同組合代表理事組合長、田中保則様。

○田中組合長

田中です。よろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

東北旅客船協会専務理事、武内伸之様。

○武内専務理事

武内でございます。

○清水新エネルギー課長

秋田大学大学院理工学研究科教授、中村雅英様。

○中村教授

中村でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

秋田県立大学システム科学技術学部教授、杉本尚哉様。

○杉本教授

杉本です。よろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

それから、本日欠席でございますが、秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授、  
浜岡秀勝様。

続きまして、東京大学教養学部附属教養教育高度化機構客員准教授、松本真由美様。

○松本准教授

松本でございます。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

以上でございます。

ここで、報道関係者の皆様におかれましては、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影につきましてはご遠慮いただきますよう、お願い申し上げます。協議会終了まで傍聴は可能でございますので、引き続き、傍聴いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料、お手元にある議事次第ということで、一番表紙のところの4ぽつに書かせていただいておりますが、まず資料1で出席者名簿。資料2で配席図。資料3で協議会運営規程。資料4で本協議会の資料。それから資料5で区域の概要図ということで、資料が5つ。それから、参考資料ということで3つございまして、基本方針、ガイドライン、占用公募制度の運用指針ということで、過去に取りまとめられた関係資料について、参考資料で3つ、つけさせていただきます。ご確認ください、大丈夫でしょうか。

続きまして、この後ろ、資料3協議会運営規程については、これは事務局である経済産業省、国土交通省及び秋田県として案をお配りさせていただきましたので、まずご確認いただければと思います。

この資料3でございますが、ポイントだけ簡単にご説明させていただければと思いますが、まず第3章ということで、目的ということで、協議会の目的でございますが、法第9条の規定に基づき、この区域において法第8条以降に規定する促進区域の指定及び再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、必要な協議、それから情報共有を行うというのが協議会の目的でございます。協議の内容につきましては、第4条に書かせていただいております。

それから構成員ということで、第5条で、協議会は別表に掲げる者をもって構成するということで、この資料3の一番後ろのところに、別表というものをつけさせていただきます。

続きまして、第6条、座長及び副座長の選任ということで、協議会に座長及び副座長ということで、まず座長が1名、それからページがまたがりまして、副座長が1名ということで、座長及び副座長は構成員の中から選任をするということと、座長は互選による選任。副座長は、座長の指名による選任というような形でさせていただいております。

飛びまして、第4章協議会の運営の基本原則ということで、第10条、協議会の運営は法律、それから基本方針、それからガイドライン等を踏まえて行うということで、これまで規定されております法律、基本方針、ガイドライン等に沿った運営を行うというのが全体の基本原則というふうにしております。

それから、協議会の運営ということで第11条ですが、第5項のところで、協議会は原則として公開で開催するものとする。ただし、会議の公正が害される恐れがある、その他、公益上必要があるときは会議を非公開とすることができるということになっております。

それから、6項で協議会中の取材については、協議会の運営に支障を来さない範囲において認めるというふうにしております。

めくっていただきまして、最後に13条で、協議結果の尊重義務ということで、協議が調った事項については協議の結果を構成員は尊重しなければならないとありまして、事務局として、第14条ということで、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び秋田県産業労働部資源エネルギー産業課において、事務局をさせていただくというようなことにさせていただいております。

今の協議会の規定に基づきまして、あわせて、今の第6条のところにありますように、座長と副座長の選任といったことについてのお願いをしたいと思っております。今申し上げましたとおり、本協議会では座長及び副座長ということで、座長については互選、副座長については座長の指名により選任されるということで、座長が会議を総理し、副座長が座長を補佐し、座長に事故があるとき等については、その職務を代行するというふうにしております。

以上につきまして、協議会の運営規程の内容、それから座長の互選というような形で進めさせていただくところにつきまして、ご確認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。それでは、座長の互選に移らせていただきたいと思いますが、本協議会の座長につきまして、ご推薦、ご推挙ありますでしょうか。

杉本先生、お願いします。

○杉本教授

それでは私のほうから、秋田大学の中村先生に座長をお願いしたいと思います。

○清水新エネルギー課長

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水新エネルギー課長

それでは、中村先生に座長をお願いいたしまして、以降の進行をお願いしたいと思います。中村先生、それではよろしくお願いいたします。

○中村座長

ただいまご推挙いただきました中村でございます。どうぞお願いを申し上げます。

風車に関しましては、様々な意見があることは皆様、よくご存じのことだと思います。それをどうやって集約するか、どうやって協議会のほうに反映するかという問題は、非常に重要な問題でございますが、これについては構成員の皆様にお伝えすることが多々あるかと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

では、さっそくですが、まず最初に副座長を決めることが必要でございます。それでは、座長が指名ということになっておりますので、当然予想されると思いますが、杉本先生、よろしくお願いいたします。

○杉本副座長

よろしく申し上げます。

○中村座長

次に、公開の方法でございますが、先ほどちょっと説明のありましたように、報道関係者の傍聴、取材を認めるということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中村座長

ありがとうございます。それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日、様々な配付資料がございましたが、まず配付資料を事務局から説明していただいて、その後、構成員の皆様方からのご質問、ご意見を承る形で進めさせていただければと考えております。

お忙しい方ばかりだと思いますので、早速事務局より資料の説明をお願い申し上げます。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。そういたしましたら、この2つを使いながら、お手元の資料の資料4、それから資料5ということで、この区域の概要図がございますが、基本、資料4を使いつつ、必要に応じて資料5を参照する形で事務局より冒頭、説明をさせていただければと思います。

資料4、めくっていただきまして、全体が大きく二部構成になってございます。前半が洋上風力発電と再エネ海域利用法の概要。それから、後半に本協議会についてということで、本協議会の位置づけや、議論をする内容といったことについて整理をさせていただいております。

まず冒頭、洋上風力発電の説明でございますが、めくっていただきまして3ページ目でございます。洋上風力発電をはじめとした再生可能エネルギー、こちらにつきましてはご存知のとおり、温暖化問題というものがある中での、脱炭素の電源であるということ。それから、海外から資源の輸入する必要がない、純国産のエネルギーであるということで、エネルギー政策上も非常に重要な電力となってございます。閣議決定をいたしましたエネルギー基本計画の中でも、これは主力電源にしていくというようなことで今後、日本のエネルギーの中の、大きなウエートを占めたというようなものと位置づけておりますが、その中で、3ページにありますとおり、今回、ご議論をいただく洋上風力発電というのは、特にその潜在的なポテンシャルが大きい電力ということで位置づけており、エネルギー政



策の中でも最重要の電源の一つと考えております。

具体的に3ページにありますとおり、大きく3つの特徴があるということで、1つ目に、地球温暖化対策に有効ということで、これは再エネ全般に通ずるところでございますが、二酸化炭素の排出量が非常に少ないということが1つ目の特徴。

2つ目に経済性の確保ということで、真ん中にありますが、再生可能エネルギー、どうしても高いというようなことが導入のネックになっているわけでございますが、洋上風力発電については、大規模に開発をしていくことによって、発電コストが大幅に下がっていく。火力発電並みになっていく可能性もあるということで、非常に中長期的な可能性があるということで、ヨーロッパでも非常に安い値段で、既に4,000基以上の設置が進んでいるところでございます。

3点目に、地元産業への好影響ということで、一旦洋上風力発電設備を設置すると、そこから20年、30年にわたるような運転、維持管理ということで、その中の地元資材の活用ですとか、雇用創出といった地元産業への好影響が期待されるということが一つ。それから、非常に部品数が多いということで、風車を多数製造する中で、関連産業への波及効果も非常に大きいというようなことがございます。

また、ここに記載してございませんが、一旦風車を設置すると、風車自体が魚礁になるといったようなことについても言及されているところでございまして、様々な影響があるところでございます。

めくっていただきまして、4ページ目でございますが、この風力の位置づけということでございます。左側に電源構成ということで、再生可能エネルギー、原子力、火力といったものが、日本全体でどうなっているかという構成でございますが、左から2番目が2017年、足元の数字で、再エネ、緑のところですが、こちらが16%といったような数字になっております。もともと9%というのが16%まで増えている。これを2030年に22~24%にしていくということが、まさにCO<sub>2</sub>の削減をしながら、この日本の中で安定的にエネルギーを供給していくといったときに目指している目標でございまして、この導入に向けては、やはり風力が大きな期待を担っているということと同時に、その中でやはり洋上風力が大きなポーションを今後占めていくことが期待されるということでございます。

以上、そのエネルギー政策上の背景でございまして、6ページ目以降、法律の説明に移っていきたいと思います。6ページ、めくっていただきまして、再エネ海域利用法の成立・

施行ということで、4月1日に法律が施行されております。法律の背景と内容について、簡単にご説明させていただきますが、左側、課題というところにありますように、この法律がない状態のときに、なかなか洋上風力が進みにくい状況であるということで、まず課題①ということで、海の利用ルールについて、明確なルールがない中で、一旦風車を建てると20年、30年、事業をしていくというときに、なかなか占用許可が、通常3年から5年だと、こういった事業は難しかったというのが1つの課題。2つ目に先行利用者としての海運とか漁業の関係の皆様との、調整していくような仕組みというものが明確になかったというようなもの。それから、コストが高いといったようなことも含めた課題がある中で、なかなか進まなかったということでございます。

その中で、今度右側で対応とありますが、この赤いところが、今回の法律で対応するものですが、促進区域ということで、区域を国で指定します。そうしますと、そこで公募で選んだ事業者さんが、30年間はそこの区域を利用していいよということを法律上、ルールで定めまして、安定的な事業をやっていただくというようなルールでございます。その際、先行利用者さんとの調整の枠組みということで、関係者間の協議の場となる協議会というものを法律上、定めまして、それがまさに本日、開催させていただいております協議会となります。この中でしっかりとご議論いただくことで、地元調整を円滑化し、事業を進めていくというようなこと。それから、価格も含めた入札をするということを通じて、コストを低減していくといったようなことが、法律の大きな目的、柱になってございます。

めくっていただきまして、7ページ目に、法律の概要、法律の進め方についての概要、大きな流れでございます。一番左のところに、政府による基本方針の作成とありますが、閣議決定をした基本方針というものが、既にできております。これも踏まえまして、左から2番目、今度、経産大臣、国交大臣が区域の指定をするというところがございまして、後ほどご説明しますが、この前のタイミングが今、こういう状態でございます。区域を指定いたしますと、その上で、そこの区域での事業のあり方についての公募ルールということで、公募占用指針というものを国のほうで作成をいたします。続いて、この占用指針という公募ルールにもとづいて、事業者の方が具体的な事業計画を提出します。それを踏まえて、公募の評価をしまして事業者を選定して、計画を認定する。そういった形で事業者が選定されまして、その上で事業が進んでいくというようなプロセスになってございます。

途中で少し申し上げましたが、今は促進区域の指定の前のタイミングでございまして、区域の指定に当たり、区域の状況の調査をするですとか、下の4つ、四角があると思いま

すが、右から2番目、先行利用者の皆様のご意見というのを協議会の意見を通じて聴取し、問題がなければ区域の指定、公募に移っていくと、そういった流れになります。

この全体の流れについて、もう少しだけ補足させていただきますと、8ページ目に、閣議決定いたしました基本方針の中に定める4つの基本原則、目標というものを整理しております。

1点目が、「長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現」ということでございます。今回、選ばれた事業者さんの発電につきましては、ほかの太陽光や、他の再エネ事業と同様に、固定価格買取制度、FIT制度というもので、電力料金の中で国民に負担をいただきながら、発電料金を、発電された電気を買取するという仕組みになります。ですので、国民負担の抑制というのが、法律の執行上、大きな目標でございまして、効率的な発電事業を実現していくというのが1つ目の大きな柱でございます。

それから2点目に、「海洋の多様な利用等との調和」ということで、具体的には漁業等との共存共栄ということが大前提とした発電事業を実現するというところでございます。

それから3点目に、「公平性・公正性・透明性の確保」ということで位置づけております。

最後に、4点目に「計画的かつ継続的な導入の促進」ということで、健全な発展に向けて、1回限りではなく、毎年、今後継続的に発電事業が生まれていく、市場をつくっていくということが重要ということで、計画的、継続的にサステナブルな発電の促進を図っていくということが大きな原則となっております。

ですので、協議会の議論におかれましても、この4つの原則というものを踏まえつつ、まさに共存共栄するためのあり方ということを議論いただければありがたいと思っております。

めくっていただきまして、9ページ目は、その促進区域の指定に向けたプロセスでございますが、詳細になりますので省略させていただきますが、1点だけ、この右側に時間軸を少し書かせていただいております。国による既知情報の収集、それから②ということで、黄色い枠のところですが、有望な区域を決定ということで、これは7月30日に行ったものでございます。現状は、この3段目ぐらいのところにある、③協議会の設置というところでございます。右側に目安として、3カ月からというふうに掲げておりますが、当然、協議会については、地元のご理解が前提となりますので、これ以上の期間もかかる可能性があるというふうにさせていただいております。時間ありき、回数ありきではなく、むしろ協議がしっかりまとまるということを大前提にしておりますが、ご参考として、こうい

う形の全体の時間軸の目安を示させていただいております。

それから、めくっていただいて10ページ目は、区域の指定のページでございますので省略させていただきます。

続いて11ページ目、指定基準の概要ということで、少し詳細になりますが、今回の協議会を踏まえて、次のステップが区域の指定というプロセスになりますので、少し、この区域の指定基準というものについて、ご説明をさせていただきます。

まず、6つございまして、1点目に自然的条件と出力の量ということで、自然条件が適当であることと、発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれることというのが、指定の基準でございます。資料5のほうで、区域の概要図というもの、お手元にあると思いますので、あわせて見ていただければと思いますが、めくっていただきまして、例えば、図集②というところで、自然的条件—風況ということで、風況のマップ、色塗りしたものを載せさせていただいております。洋上風力では通常、7メートル以上の風況が必要だと言われてございますが、こちらの区域については十分な風があるというような、自然条件等について整理をしております。

それから、第1号の関係でいくと、自然条件と、もう1つが出力の量が相当程度に達することということで、発電事業自体が効率的に行われるかという点で、これは、後ほど補足させていただきますが、こういった点が指定基準の1つ目。

2点目に、航路等への影響ということで、航路等に影響があるかないかということで、こちらについても、資料5の図表の中で、図集の④というところで、航跡ということで、航路の跡について載せさせていただいておりますが、航路等への影響として支障があるかないかというのが、2つ目の要件。

3点目に、港湾との一体的な利用がなされるかということで、この区域と区域外の港湾と、一体的に利用できるかというのが、3つ目の基準。

4点目に、系統の確保ということで、発電した電気を系統につなぐための容量が確保されているかということでございます。

それから、今度5点目に、漁業への支障ということで、区域の指定に当たっては、漁業に支障を及ぼさないことが前提とさせていただいておりますので、この部分についても、2号と同様に、まさに、この協議会の場でご議論いただいて、漁業に支障があるかないかということをごぜひ、確認いただくということになります。

それから最後に6号で、ほかの法律における海域、水域との重複ということで、これは

資料5の図表の最後の、図表⑤というところになりますが、ほかの港湾区域、漁港区域等との重複があるかないかということを確認できるような図表を用意してございます。

この基準を念頭に置きつつ、ご議論をいただければということで、少し詳細ではございますが、紹介をさせていただきました。

続きまして、12ページが促進区域指定後の公募プロセスということでございます。少し細くなるので省略させていただきますが、大きな時間軸のところだけ説明させていただくと、促進区域を指定した後、公募占用指針を作成するのですが、右側にあるとおり、その部分で大体2カ月ぐらい。それから、公募を実施すると、公募を実施した上でそれぞれの事業者さんが十分計画を練ることができるように、原則6カ月ぐらい公募の期間を持ち、その後、審査を経て事業者を選定していくと、こういった大きな流れになります。

それから13ページで、公募の際に、どういうふうに評価をするのかといった点についてご説明をさせていただければと思います。13ページの上の四角囲いの1つ目のところでございますが、法律15条においては、「海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者」を選定するというふうになってございます。この「長期的、安定的かつ効率的」な事業の実施が可能といったことも踏まえまして、やはり価格というものを最も重要な要素としつつ、当然、それ以外も含めた総合的な評価をすることを考えております。

具体的には、長期にわたり海域を占用するというところで、2つ目のぼつのところでございますが、当然、その地域との調整力というのが重要であるといったことも踏まえまして、事業の実施能力や、地域との調整や事業の波及効果ということも評価をしていきます。全体として、価格と事業実現性に係る部分を1対1としつつ、事業実現性のところについて、実施能力と地域との調整等のところを2対1というふうにするとしつつ、地域との調整、地域への波及効果ということは非常に重要な要素でございますので、この部分については、評価に当たっては、地元の都道府県の知事からのご意見をしっかりと踏まえた上で総合評価をするといった全体像としております。

続いて14ページに、今度、事業者が選ばれた後の、事業を実施するときの占用の許可の話でございますが、こちらは後ほど、国土交通省の松良課長のほうからご説明をいただければと思います。

飛びまして、そこから今度、今般の協議会についてということで、この協議会の位置づけについての説明でございます。16ページでございますが、協議会の法律上の位置づけ

ということで、協議会については、促進区域の指定及び発電事業の実施に関し、必要な協議を行うための組織ということが、法律上、位置づけられているものでございます。飛びまして、4つ目のぼつですが、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないということで、法律上位置づけられてございます。

協議会の位置づけについての、もう少し詳細なものとして、17ページ。今度は、法律に基づく基本方針という、閣議決定された基本方針上の位置づけでございます。これ、基本方針の抜粋ですので、(2)から始まりますが、基本方針の中で(2)協議会の運営に関する事項とありまして、①の「協議会の設置について」は飛ばしまして、②で協議会の運営について、これは閣議決定で決まったルールでございますが、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者、その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある、とあります。それから、その次のパラグラフですが、「海域の利用に関し、必要となる情報の提供を国からも行いつつ、上記の円滑な進行に努めるとともに、地域・利害関係者から出された意見について、十分に配慮する」ということ。それから次の3つ目に、「また、」のところですが、「経済産業大臣及び国土交通大臣は、漁業・地域との協調の在り方について、協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映することなどにより、その協議の結果を尊重することとする」ということもここに載っております。一番最後の「さらに、」のところでございますが、「透明性確保や地域との連携を促進する観点から、協議会は原則として公開で行うこととする」と定めているところでございます。

これらを踏まえまして、本協議会をどう進めていくかということで、18ページに簡単に整理をさせていただいております。

今の法律、基本方針等を踏まえまして、ガイドラインで具体的に協議する事項ということを決めておりまして、それが最初の、1個目のぼつですが、促進区域の指定についての利害関係者との調整。それから、事業者の公募に当たっての留意点等を議論するというふうになってございます。

もう少しかみ砕きますと、まさにこの協議会で、この区域についての利害関係者の方と協議をいたしまして、具体的にどういう条件で公募をすれば、共存共栄の仕組みが図れるのかということ、この場でしっかりご議論をいただいた上で、その内容を公募に反映していくというものでございます。

具体的な論点につきましては、この18ページの2つ目のぼつのところですが、例示でございますので、当然、これに限ったものではございませんが、例えば以下のような論点についてということで示しております。まず促進区域の場所、規模、設備の設置位置といった、物理的な条件がこれでいいのかといったことが、1つ目の論点。

2つ目に、建設するプロセスということで、発電設備の建設、設置に当たっての留意点で、建設する時期だとか、建設の方法といったような点についてのご議論。

3点目に、今度は動き始めた発電設備の運営に当たっての留意点ということで、メンテナンスの時期だとか、手法等といったものも含めて、こういった形で運営、稼働してほしいといった点についてのご議論というのが3つ目。

最後に、漁業協調ですとか、漁業影響調査のあり方といったことについて、どういうふうを考え、公募占用指針に反映させていくのかといったようなことが、議論の論点ではないかというふうにしてございます。

これらの論点に関する参考、補足ということで、19ページ目以降に、少し簡単に触れさせていただいています。まず促進区域の場所、規模といったようなことで、物理的な条件について、当然、協議会の皆様方から、例えばこの区域、ここは船が通る道なので避けてほしいといったようなご議論もございまして同時に、区域の大きさについて、法律の、先ほど申し上げました効率的、それから持続可能性といった趣旨を含めて、法律上の幾つかの考え方がございますので、そこを19ページで参考に載せております。

ちょっとわかりにくくて恐縮ですが、まず、法律においては、先ほど申し上げましたように区域の指定をするに当たって、その発電設備が相当程度の出力の量が見込まれる、しっかりと効率的なものであるかというものが基準の一つになっております。それを踏まえて、公募をする際には、調達価格等算定委員会において、入札の価格等を含めて、ちゃんと効率的に事業がされているか、国民から払っていただく電力料金の利用として適切かどうか等をチェックするというふうなルールになってございます。こういったことも踏まえて、ガイドラインにおいて具体的に大きく2つのことが書かれております。

1点目は、まず効率性にかかわることで、19ページの真ん中あたりのところでございます。国内や海外の事例、区域ごとの事情、それから競争性確保等の観点も踏まえ、都道府県の意見も考慮しながら、効率的な事業の実施が可能となる促進区域の規模であるかどうかということ踏まえて、区域の指定をしていきたいと思いますということで、効率的な実施ができるような区域になっているかというのが一つの論点になってございます。具体的には、

ヨーロッパ等でのこれまでの実績等を踏まえると、平均的に言うと大体1区域35万キロワットぐらいの規模になっているといったようなことも踏まえながら規模を考えていく必要があるというのが、1点目。

2点目に、今度はもう少し長い目を見たときにどうなのかということが、もう1つの議論でございます。今般、そういう意味では、法律も施行され、初めてこういった形で事業をやっていくことになるわけでございますが、その際に、長い目で見て計画的、継続的なものである必要があるということで、特に初期の段階において、洋上風力発電産業の成熟度合いなども加味しながら、段階的に導入していくべきじゃないかというようなことが、議論としてございます。

皆様方のご議論の参考として、こういった効率性、それから持続可能性といった観点もあることをご認識いただければと思います。

それからもう1点、参考でございまして、20ページでございます。先ほど申し上げましたように、規模、特に出力といったことについては、国のほうの調達価格等算定委員会というところで、それが妥当かという議論もやっていく必要がございます。ですので、この協議会の場で、ご地元としてこういう形がいいというご議論と同時に、国の委員会のほうでも、こういう妥当性についてご議論をしていただきながら、最終的に決定していただくという流れになります。

長くなって恐縮でございます。最後に21ページで、漁業等との協調・共生についてというスライドが21ページにございます。漁業等との協調の部分について、その取り扱いがどういふふうになっていくのかというのは、議論をしていただく際の参考になると思いますので、この漁業等との協調・共生という部分について特化して今後のスケジュールを整理したものが、最後の21ページ目でございます。左側のところは、先ほど、冒頭に説明した流れと同じでございますが、今回、協議会を開催して、その後、区域を指定、公募をして、事業者を選ぶというのが大きな流れになります。今回の協議会を開催して、議論をいただきますが、協議会で協議が調った事項については、これは公募占用指針に記載をするということになってございます。事業者がその後、その公募占用指針を踏まえて、公募占用計画を提出し、5つ目のところ、下から2番目のところですが、その提出された事業計画について、漁業協調策も含めた地域との調整、波及効果というものを評価項目の1つとしながら評価をします。その評価の際には、ご地元である都道府県知事からのご意見も聴きつつ、最終的に事業者を選ぶということになります。



事業者が選ばれますと、一番下のところですが、協議会の構成員ということで、この協議会にご参加いただくことになります。

また、設備を設置するといったことも含めた、事業を開始する段階では、改めて選定事業者の方が、関係漁業者の了解を得ることが条件になるというルールになってございます。

もう少し、今の話をまとめますと、公募をするまでの段階、特にこの協議会というところでは、事業者が確定していない段階で、区域の指定、それから公募のあり方としてどういう形が望ましいかということ、ぜひご議論をいただきたいというふうに思っております。その上で、公募により事業者が選ばれると、事業者さんを含めて、改めてその事業者が選ばれたことを前提にご議論をいただくというようなことで、大きな、全体の議論の構成をご理解いただければと思います。

少し駆け足でご説明させていただきましたので、不明な点があれば、また質疑の中で指摘いただければ、ご回答、説明させていただきたいと思っております。

続きまして、国土交通省松良課長のほうから。

#### ○松良海洋・環境課長

失礼いたします。国土交通省港湾局の松良でございます。

ちょっと資料お戻りいただきまして、14ページ目でございます。促進区域内海域の占用についてというところでございまして、公募等におきまして事業者が、選定された方には、促進区域の海域内で行う占用につきましては、国土交通大臣の許可が必要という形になっております。事業者さんが風力発電施設等を設置するようになったら、先ほどご説明ありましたとおり、本協議会の構成員になっておられます関係漁業者の皆様の了解を得ることが、許可を得る条件となるということでございます。

2つ目の占用許可の対象とならない行為でございます。漁業に関する行為、基本的には一時的なものでございます。これにつきましては、国土交通大臣の占用の許可は基本的にはいらぬということを考えております。ただし、固定的なもの、あるいは大規模なもので、漁業用の工作物の設置、あるいは魚礁につきましては、占用許可の対象になることもあり得るということでございますので、個々の案件につきましては、これはご相談をさせていただければと思っております。

最後に、占用料につきましては、発電設備の面積等につきまして別途算定をするというので、これは公募までに公表していきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。それでは、構成員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと考えております。

まず、最初は私のほうから指名させていただきますが、まずは、直接の当事者となる可能性が高いということで、能代市長様、いかがでしょうか。

○齊藤市長

ありがとうございます。ご承知のとおりであると思いますが、我が町能代では、陸上風力から始まりました。今は県と一緒になりまして、港湾計画の中の洋上風力、そしてその後は、一般海域の洋上風力ということで、3事業者が大きな計画を持っております。そういうことがありまして、大変、私どもの市議会の中でも、この洋上風力についての議論を多くさせていただいています。

そういう中で、議員からいろいろ質問があるということは、逆に言うと、市民が懸念しているということだろうと思うのですけれども、決して私自身は洋上風力が反対ということではなくして、どちらかというところでは推進派なのでありますけれども、そういう中で議員たちから指摘されるのは、一つには、環境に対する影響。今日は漁業者の皆様方がお見えになっていますから、後で組合長さんたちからも話があると思いますが、漁業に対する影響がどういう影響があるのだろうか。さらには景観、あそこには世界自然遺産があるものですから、その景観がどういうことになるのだろうか。そしてさらには、陸上で今問題にはなっていないのですけれども、いわゆる低周波、騒音の問題はどうなんだということがよく議論をされます。

ですから、この協議会の中でいろいろ議論していく中でも、ぜひともそういう自然環境とか、それから先行利用者の皆様方に対する配慮というものも、いずれしっかりやっていたかないといけないし、協議会の中でも協議していかなければいけないのではないのかなと思っております。

その反面、今、陸上の風力発電もやってきて、一番に我々が考えましたのは、やはり非常にハンデの大きい町なものですから。何がハンデかというところ、いわゆる秋田県の中でも一番東京に遠い町ということで、距離と時間のハンデがあります。これを超えていくため

には、やはり能代ならではの活性化策を考えなければ、能代の町が元気にならないという思いがありまして、エネルギーの町ということで、今、まちづくりを進めています。その中の1つが陸上風力ですけれども、この陸上風力をやるに当たりましては、先ほど課長から、「導入の意義」の中で言っていた、この3つそのものですが、特に経済波及効果のところ、どうやって市民の皆さん方にいい影響を与えるようなことを考えていくかということをやってきました。

ですから、一つには、陸上の中でやりましたのが、そういう固定資産税がただ入ってくればいいのではなくして、陸上については、事業費が意外と少ないと言ったらお叱り受けますけど、洋上風力よりは低いものですから、ぜひとも現地法人をつくって、地元でもってお金を落としてもらいたいということで、いわゆるローカルルールをつくってやってもらいました。その結果としては、今、ほとんどのところが地元の業者の皆さん方が建てておりますし、ただ、1社だけ、東京資本というものが入っているのですが、これは何をやったかという、そこはメンテナンス会社を持っているものですから、営業所を能代につくってもらいました。また、地元の皆さんにやっていたのは、市民の皆さん方に、その事業費の2億円のファンドをつくってもらいました。5年間、4%の複利で回してくださいということで、市民の皆さん方に2億円の出資を募ったところ、7億円が集まりまして、抽選でやったという、そういう事実もあります。

今回、一般海域の洋上となりますと、事業費も莫大ですから、なかなかそういうローカルルールを適用することはできないのですけれども、できる限り、地元で資本参加したいこと。それから、市民の皆さん方からも、ぜひとも協力していきたいという方たちには、そういうチャンスを与えていただきたいということを今、話し合いを進めております。

ですから、ぜひともこの経済波及効果のところを、先ほど、清水課長からもしっかりと言っていました、やはり、ただ単にそういう風力、風車をつくって行って、景観が悪くなった。地元には負の財産しか残らないじゃないかと言われるのではなくして、やはり、そういった市民の皆様方にも還元できるような仕組みというものも、ぜひともこの協議会の中の中でも検討していただければありがたいと思っております。

そして今一つ、私も取り組んでいるのは、もう1年半前になるのですけれども、一般海域での洋上風力の拠点港化を能代でできないかということで、男鹿から県北一円の、全自治体が、この期成同盟会に入っていました。それで経済団体、さらには議会もみんな入っていただいて、今47団体で構成しまして、それで、この能代港を拠点化できない

か。我々も決して、能代港が拠点化することによって、我々のメリットということを考えているのではなくして、おくれてしまった、秋田県の中で一番おくれたのが、中央、県南、県北の中でも三番目と言われておりますので、それぞれの先ほども説明があったように、1万点、2万点という部品がそろいますから、地元にある技術で協力できるところは使ってもらおう。それから、新たに開発することができる場所は、そういったものを使わせてもらう。それから、新たに基数がそろうことによって、部品工場でも、海外から大きなものを持ってくるのは大変だから、ある程度の量がそろえば、そういった工場も誘致できないか。それは、何も海岸部ではなくて、内陸でも結構なので、みんなでこういうことを実現しようということで、拠点港化ということも今、進めています。県のほうでもご理解いただきまして、調査費をつけていただいて、今進めているわけですがけれども、ぜひとも、これは何も能代ということだけではなくて結構ですがけれども、この協議会の中で、どうやったらこの一般海域に来る洋上風力を建設することになるか。秋田県の皆さん方にどれだけのメリットが上がってくるか。そしてどういうことをやっていけばメリットにつながるのかということも、特に専門家の先生方もおられますので、ご指導いただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○中村座長

ありがとうございます。事務局から何か、コメントはございますでしょうか。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。まさに今、ご指摘いただいたとおり、私のプレゼンのおりでございますが、やはり洋上風力というものが、地域に活性化をもたらす効果というのは、我々としても非常に大きなものだと思っておりますので、ぜひ、そのあたりも含めてご議論いただければというふうに思っております。

○松良海洋・環境課長

今、市長からお話ありました拠点港化の話でございます。ご承知のとおり、風力発電設備、海外から輸入をすると、それを組み立てて、実際に促進区域の中でのものをつくっていくという一連の流れの中で、港湾の果たす役割は、非常に大きいものだと思っております。ものを運ぶというだけではなくて、先ほど来、お話があるように、地元産業を支援

することができるのではないかと考えております。しっかりと整備も含めて今後、議論していただきたいと考えております。

○齊藤市長

ありがとうございます。

○中村座長

ありがとうございました。私はちょっと思ったのですが、資料4の13ページで、この真ん中に、事業の実施能力というのがございます。これが評価基準の1つでもあります。 「故障時の速やかな修繕等による電力の安定供給」という項目がございます。速やかな修繕ということになりますと、やはり地元で修繕設備をつくるというのが一番いいのではないのか。このようなことも記載できるのではないかと考えます。これは80点の一部になっていますが、これにつきましてはまた今後、議論することが必要だと思いますが、このようなことから地元へ与える影響、その右側は特に地域との調整、地域経済への波及効果というのがございます。ここら辺のところ、果たして何点にするかとか、そういう議論も次回以降、必要になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、この順番というのもなんですが、三種町のほうからも何か、発言がございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○檜森副町長

よろしくお願いいたします。ただいま、清水さんのほうからもいろいろとご説明をいただきまして、大変、力強いといえますか、そういう点で、と考えております。

協議会で、国のほうから、県のほうからもいろいろ、風力に関してはご説明いただいているわけですが、私どもも、陸上の風力は現在、実施しておりますし、ただいま市長が申し上げましたとおり、能代山本が、この海域、圏域での地域の発展、経済の発展というものを願っているところでございますので、ぜひ、地元の雇用の増進から、あと、一番気を使っていたきたいのが、漁協さんとの協調、協議をうまく進めていただいた上で、皆様の同意、協議の中での同意を得た上での、指定に向けた協議を調わせていただいて、ぜひ、前向きに進めていただきたいということでございます。

○中村座長

どうもありがとうございました。

続きまして、この順番でいきますと男鹿市のほうから、何かありますでしょうか。

○柏崎総務企画部長

よろしく申し上げます。能代市長さんの言われるとおりの状況、それから、市民の反応でございます。

まずは、この洋上風力に関しましては、まだ話として、端についたばかりだというふうな認識でおります。詳しい説明を求められても、進んでいないと言うよりは、粛々と、丁寧に進めていくのだという説明をしております。

私ども、ご承知のとおり、自然公園を持っていることから、環境に関して、それから、県内でも有望な漁場でありますので、漁業関係者との話し合いというのがひどく大事になってくるのかなと思っております。

当方も、船川港を持ってはいますけれども、これにつきましては立地的な関係から、なかなか波及効果を得るのは難しいのかなというような状況ではありますけれども、この漁業者さんたち、それから自然公園環境について、丁寧な説明の中で進めていただければなというふうに考えてございます。

○中村座長

ありがとうございました。事務局のほうから何か、よろしいですか。

では、続きまして、今説明していただいたことを見ますと、漁業関係に対する配慮、漁業との共生というのが非常に重要な課題になっております。

ということで、秋田県漁業協同組合のほうから何か発言ございますでしょうか。

○加賀谷組合長

まず、大変安心したというのが一つあります。17ページ目の下から5行目、6行目ですか。漁業・地域との協調の在り方について、それから、公募占用指針に反映すると。これを協議会の中で前もって方針を決められる、策定するというのは、大変よかったと思います。

それで、私、県北の出身でありまして、県北の漁業者とは常に接触する、会議を開いた

りすることが多々あるわけです。まず、秋田音頭にもありますように、八森ハタハタという八峰町のハタハタになると、性格が変わるくらいの厳しい作業状態というか、漁業状態になりますので、まず一番懸念するのはハタハタが来なくなるんじゃないかと。そういうふうな不安を払拭するくらいの漁業振興策といたしますか、そういうものを考えてほしいなと、そういうふうに思います。

○中村座長

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。ほかにございますでしょうか。漁業協同組合の関係者の方、いっぱい来られておりますので。あ、お願いいたします。

○田中組合長

八竜町の漁協の田中です。どうも。今の話を聞くと、まず、総論的には賛成だけど、運営方針をいろいろ見ると、このままだと、評価の基準における漁業の協調、共生も入ってはいませんが、点数がちょっと小さいと思います。

それと、そのため、漁業への配慮が十分になくても、事業者同士で選定される場合が出るんでないかなと、そういう可能性もあるんでないかなと思います。その場合、最後の了解のプロセスで、支障が出る可能性が出るんでないかと思います。

つまり、漁業者の了解を得るとは、具体的にどのような手順を、どうなるのか。また、了解とは同意書による同意と同じ意味なのか、考えを聞かせてください。お願いいたします。

○中村座長

事務局、よろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

まず、前段のところ、13ページの配点の話でございます。どういう形で今のところを決めさせていただいているかと申し上げますと、経済産業省と国土交通省のほうの法律の施行に向けて、審議会では有識者の方にご議論をいただいて取りまとめたものとなっております。13ページ目の一番上のところで書かせていただいているとおり、法律において、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的・安定的かつ効率的な実施を可能とするために

最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定すると、書かれているということも踏まえまして、こういった配点にさせていただいているところでございます。

一方で、繰り返しになりますが、価格だけで決めるというようなことが全体の流れであるというふうに申し上げるつもりもなく、こういったバランスの中で、過去の、ほかの公共事業における地域との協調の部分の配点の割合等をみますと、正直申し上げますと、もっと低いパターンのほうが多いのですけれども、そういった過去の事例と比較しても、地域との調整の部分についての点数・割合を高めた形が一番いいのではないかとということで、目安を示させていただいております。

地域ごとの公平性みたいな議論もございますので、これが原則だというふうに思っておりますが、また協議会の議論を深める中で、こういった形がいいのかということが、ご議論があれば、事務局としても少し検討したいと思っております。ただ、繰り返しになりますが、効率性、それから漁業者の皆様との共存共栄、それから公平性、公正性といった様々な原則の中でのバランスとしてのご議論だということはずいぶん、ご理解をいただければありがたいなと思っております。

○中村座長

いかかでしょうか。

○田中組合長

私としては、もっと言えば、これ漁業者への配慮が十分な、評価する仕組みが必要なのではないかと思っております。地域との共生に関する事項についても、県知事の意見を踏まえてとあるが、加えて、漁業者の意見を踏まえて評価する形にするのが一番いいのではないかなと思っております。

これらのことから、やっぱり配点を今の場所、10点を、もう30とか40とかにして、漁業者の意見を尊重するような形にしていけば、いいのではないかなと思っておりますので。

そして、第三者委員会だけで決めるのではなく、漁業者としても、事業者を直接評価できるような形になるような仕組みも必要になるのではないかなと思っております。

○清水新エネルギー課長

法律上の構成として、まさにそういった観点を含めて、この協議会で漁業者さんも含め



た利害関係者のご意見というのをしっかりとご議論をいただいて、それを踏まえた公募をするという形になるかと思えます。一方で、公募というプロセスそのものについては、これはこれで透明性、それから、価格的に競争力のある方を選ぶというのは、また別の要請として重要な部分もございます。ただ、今回、お話をいただいたことも踏まえて、次回以降に向けて、もう少しこの部分について、ご説明できるようなものは準備をさせていただきつつ、議論を深めさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○松良海洋・環境課長

ちょっと補足をさせてください。先ほど、12ページ目、ご説明を申し上げましたとおり、この選定事業者、算定等があって、選定をされた事業者が、風力発電設備を実際に設置しようとする際に、促進区域の占用許可を私ども、国土交通大臣が与えることになっています。その際に、ここで書いておりますとおり、関係漁業者の皆様のご理解を得たもののみ許可をするという形になりますので、当然、漁業者さんのご意見が、合意がいただけない場合、事業者さんが風力設備をするということとはできないという認識になってございます。そういう観点、十分ご理解いただいた上で、私どももしっかり、適切な運用を図っていきたく思っております。

○田中組合長

済みません、もう1つお願いがあるんですけど。またこれから、指針を改造していくんですけど、第一位の、落札者がね、事業者が、第一位の業者と話し合いをしても、なんか、第一位の業者がふさわしくない場合があるんだと思いますよ。だから、今後のことですけど、2番手、3番手とも、漁業者と協議を持っていくというような、そういう仕組みもまた、ひとつあってもいいんじゃないかなと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

○中村座長

ありがとうございました。あと、この資料5ですが、私の記憶によりますと、これを制定したときには、まず、漁をする場所でないことという条件をつけたと記憶しております。だから、漁場から可能な限り外して、資料5は作成したと記憶しております。ただ、それ

から、魚がとれるところが変わったかもしれませんが、この部分はまずいという意見もあるかもしれませんが、ただ、そこら辺は自由に、今後、さらに具体化していきますが、そのときは発言していただければありがたいのではないかと思います。ただ、私の記憶では、資料5の、かなり前のものですが、作成したときには、まず風が強いところ、海が浅いところ、漁をしないところ、航路でないところ。そこら辺はある程度、考慮したと記憶しております。ただそれが間違いで、今、ここを変えてほしいとかいう要望があれば、次回以降、提案していただければよろしいのではないかと思います。

よろしいでしょうか。

○田中組合長

共同漁業権、みんな使っているからよ、もう。

○石川新エネルギー政策統括監

県では、平成26年度に漁協関係者も含めた全34機関で構成します、「あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会」なるものを立ち上げました。その際に、洋上風力発電を導入するにふさわしい候補海域というものを設定し、それが今回の促進区域のベースという形で今、ここでご議論いただいている形になっています。その際に、候補海域設定条件としましては、モノパイル形式の風力発電にふさわしい水深ということで、水深30メートル以内とか、いろいろ条件がありましたけれども、漁業関係について言いますと、区画、定置漁業権区域を除く。それから、底引き網の禁止ラインの陸側とする。それから、魚礁、藻場を除くと。漁業に関してはこういうふうな条件を設定して、関係機関の皆さんとお話し合いの上に、案をつくったということになりますので、この区域は共同漁業権の区域ということで、その部分までは排除していませんので、そういうふうな経緯がございます。

○大高組合長

14ページの中で、占用許可の対象とならない行為とありますけれども、但し書きがあるんですね、ここに。ただし、漁業用工作物の設置及び魚礁の設置については占用許可の対象となり得ると書いてありますけれども、これはどう解釈すればよろしいでしょうか。

○松良海洋・環境課長

個々の案件の際にご相談させていただきたいと思いますが、例えば、完全に固定式で、移動ができないようなものは占用許可の対象とさせていただくのですが、そうでないような、移動式のものにつきましては基本的に占用許可がいらないと考えております。

いずれにしても、施設の中身を個々に見て、ご相談をさせていただくという形になりますので、そのときにまた、よろしく願いいたします。

○大高組合長

ということは、相談すれば何とかなるという考えで。そうですね。

○中村座長

よろしいでしょうか。では、次に、この領域は船舶の運用という問題も出てまいりますので、東北旅客船協会のほうから一言。よろしく願いします。

○武内専務理事

東北旅客船協会の武内と申します。海運の関係者という位置づけで、この協議会に出席をさせていただいております。資料5の図集④に、航跡図が書いてありますけれども、旅客船という位置づけからいいますと、男鹿半島の周辺には、関係する旅客航路事業者が何社かおります。船川港から出て、男鹿水族館のほうまで行く航路を持っている会社とか、何社かがございます。この点々で囲まれたエリアに関しましては、現在、旅客船の航路を持っている事業者というのは存在しておりません。そういう意味では、支障がないと言えるのかもわかりませんが、細かい話は今後、各会社から個別に聞いた上で、改めてこの会議の場に報告をしたいというふうに思っております。

ちなみに全く、旅客船の関係者ではないんですけれども、能代港には、ご存じのとおり発電所がありまして、5万トンぐらいの大型の石炭船がしょっちゅう入港しております。点線で記載の航跡図もありますけれども、限りなく、結構、点々と航跡が近いのかなという気がしております。ですから、私の所属する団体以外の海運の関係者からの意見も事務局のほうで聴いていただいて個別に検討をしていただければと思っております。

よろしく願いいたします。以上です。

○中村座長

ありがとうございました。事務局から何かございますか。

○白井港湾技監

船舶航行につきましては、先ほどの図面で航跡図がありましたけれども、これはある程度、大きな船ですので、もうちょっと、小さな船まで確認はしていきたいなというふうに思います。

それと別途、今、能代港に関しましては、こっちの資料の10ページ目、ご覧いただきますとおり、今回は能代、三種、男鹿沖というところですが、この図にありますように、秋田県から青森にかけてたくさんのプロジェクトが整備されております。さらに言いますと、まだ初期段階の計画として、これ以外にもあるというところで、能代港につきましては、それを念頭に置きながら、港湾計画の改訂という作業を、今年度中に完了することにしております。

そういった中で、能代港を洋上風力発電の拠点港というふうな形で想定貨物とか、いろいろと今、細かい計算しながら計画策定作業をしております。そういった中で、その計画策定する際に関しては、航行安全委員会ということで、海上保安庁さんも入った上での委員会をもって、航行の安全を確認するという作業もございますので、そういった中でもこのエリアも含めた形での航行安全の安全を確認していきたいなというふうに思っております。

○中村座長

ありがとうございました。続きましては、では、隣にいらっしゃる松本先生から何か一言、ございますでしょうか。

○松本准教授

ありがとうございます。事務局にお願いしたいことがございます。次回以降の協議会でゲストの専門家の方をお招きして、情報提供をお願いしたいと思います。

1点が、先ほど、加賀谷委員からお話ございました、ハタハタがとれなくなるのではないかという懸念があるということで、漁業振興策を考えてほしいというお話がございましたので、この分野のご専門の方の情報提供をお願いしたいと思います。

もう1点が、一つのプロジェクトの発電規模はどれくらいが適切なのかを明確にしたいということです。由利本荘では、漁業関係者から発電規模70万キロワットのプロジェクトを一気に進めてはどうかとの提案がありましたが、事務局案では35万キロワットを2回に分けると、双方の意見が分かれています。そして今回、能代市、三種町、そして男鹿市沖の共同開発区域の規模は約40万キロワット相当と想定をされております。事務局の資料4の19ページには、洋上風力のコスト低減の進む欧州主要国においてこれまでに設置、または入札の対象とされた洋上風力発電、1区域当たりの平均容量は約35万キロワットであると記載があります。なぜ35万キロワットが適切とされ、先行モデルになっているのか、その根拠を知りたいのです。欧州の洋上発電プロジェクトにお詳しい専門家をお招きいただきまして、ぜひ、そのあたりの発電規模について、お話いただけないでしょうか。

以上です。ありがとうございました。

○中村座長

ありがとうございました。これ、事務局のほうから返答いただければありがたいと思いますので。

○清水新エネルギー課長

返答させていただきます。ハタハタのほうについては、県やご地元のいろいろなご知見もいただきながら、双方の専門家の方を選定し、早く、検討させていただきます。

○中村座長

ありがとうございます。個人的に、私もハタハタが大好きです。ハタハタがとれることは期待しております。

では、杉本先生、一言。

○杉本副座長

私は、13ページの事業実現性に関する要素という、ちょっと見ていて思ったんですけども、実施能力の例のところ、故障時の速やかな修繕等による電力の安定供給とか、最先端技術の導入ということは捉えておきますけれども、先日の千葉でも、台風の例を、

長期間にわたって停電しているというような問題を聞きますと、やはり、この洋上風力、電力、地産地消の課題がありますので、なんかモデル事業のような感じで、例えば電線、地中化をして、能代の家庭に引っ張って、そういう自然災害に強いような電力供給網とかいったような、今、顕在化した、なかなか、ああいう問題を意識したような事業をしてはどうかなというのが、ちょっと、このところを見て感じたところです。質問とかではないですけど、意見として。

○中村座長

ありがとうございました。何か。

○清水新エネルギー課長

どういう形でできるのかわかりませんが、まさにその地産地消、レジリエンスというのは、エネルギー政策上の非常に重要な課題だと思ってございますので、よく勉強して検討させていただきます。

○齊藤市長

いいでしょうか。

○中村座長

市長、お願いします。

○齊藤市長

今のお話でいえば、能代では民間の事業者が蓄電器をつけまして、それで市のほうと協定を結びまして、いざ災害があったら、その蓄電器から電源にして、それで、規模にもよるのですけれども、その貯めている電気だったら、大体4時間ぐらいはもちますよ。ただ、今、風車が回っているともっともちますよということで、そういう形でもって災害対応ということもやらせていただいております。

○富樫樫計画官

水産庁の計画課、富樫でございます。漁業者サイドからの意見として、田中組合長から点

数が低いとか、そういった不安の声が今上がった、加賀谷組合長のほうからも公募占用指針についてご意見があるような発言があったかと思えます。

清水課長からご説明がありましたとおり、基本方針では、この漁業影響調査の実施及びその手法であったり、漁業との協調のあり方について議論されることになっておりまして、この議論の結果がしっかり公募占用指針に反映され、皆さんの不安が払拭できるような形になるよう、丁寧な議論をお願いしたいということと、あともう1点、ここに今日いらっしゃっている方は、割りと制度のことはご理解されているのだと思うんですけども、地元の関係漁業者の中ではまだまだ再生可能エネルギーの全般について理解が進んでいない方もいらっしゃいますので、このことについては、秋田県及び関係省庁において、協議会以外の場においても、必要な勉強会なんかを行っていただきたいというお願いがあります。

最後に、座長が先ほどおっしゃっていた、漁場は可能な限り外して、多分、出しているんじゃないかということでございますけれども、県の、石川さんからご説明あったとおり、漁業権の中の区画漁業権、いわゆる養殖漁業ということなんですけど、あと定置漁業権なんですけれども、大きな定置網を張って、魚を待つというスタイルの漁業なのですが、そういったものは外した部分ということになりますと、残るは共同漁業権という採貝、採藻であったり、小さな網を使ったりするような漁業ができる海域になりますけれども、この海域で、かつ、利用頻度が少ない海域を中心に今回選んだとは思うんですけれども、完全に35万キロワット相当の区域を全く使っていない漁場を出すということは、きっと日本全国、それはかなり不可能に近い、厳しいことではないのかなというふうに思いまして、おそらく皆さんが不安に思っているのは、実際に使っている漁場も一部混ざっているからだと思います。利用している漁場が混ざっている中で、じゃあどうしたら、使っているのに、洋上風力反対ですということではなくて、皆さんきっと、漁業との協調、共生ということをお願いしていると思うので、こういった協調策がいいのかということのをこの場でしっかり話し合っただけならばなというところでございます。富樫 水産庁からの意見は以上でございます。

○中村座長

どうも、ありがとうございました。今後以降、次回以降の課題は大分出ましたが、よろしく願いいたします。

大体、発言していただきましたが、まだ発言したいという方、いらっしゃいます。はい、

お願いします。

○大高組合長

先ほど、能代の齊藤市長から、お話ありましたけれども。私は能代の漁業の立場から申しますと、やはり、現在、目標に掲げているように、漁業の共存共栄という目的で、基本理念もありますようで、ここをもうちょっとお話してもらえばと。何かこう、我々、地先を、20年、30年間「貸す」割には話し合いがされていないなど。今後どういう形でこの協議会が進んでいくかわかりませんが、やはり我々、漁業者とすれば、まあ、若い人が漁業を継いでいけるような、また、孫の代まで漁業できるような、そういう、やはり共存共栄できるような、せつかく、何と申しますかね、風力、ポール建てて、それを最大限に利用した魚礁というか、なかなか県でも、これから魚礁を入れてくださいって、もう難しいのだろうなと思いますので、これを最大限、魚礁にしてもらえればということと、今、銚子、五島列島、まあ、何カ所か選定、洋上風力はありますけれども、件数は若干違うんですけども、そういう人も、今現在、ポールを利用したおかげで、魚がつくとか、海藻がつくとか、そういう具体的な、生の声を、やはり聞きたいなと思っています。

そういう観点から、今後、この協議会がもっともっと、漁業という立場でお話しできればと思いますので、ぜひ皆さん、よろしく願いいたします。

○中村座長

どうぞ。

○田中組合長

私からもちょっと、今の、大高組合長さんのお話ですけど、やっぱりもっとしっかり話すこと、やっぱり漁業者の意見を聞いてもらわないと。何か見れば、漁業者がなんか応札の点数が10点ぐらいしかない、そういうふうな形では困るから。やっぱりもっと、漁業者を大事にした、これからもまた協議会もあるでしょうし、その場でも、もっとそういうことを考えていてくだされば助かるなと思います。

○中村座長

ありがとうございました。非常に難しい課題ですが、当然、漁業者の方も考えなきやい



けない。その以外の方も考えなきゃいけない。いろいろ考えなきゃいけないことが多いので、最後、それをどうやって調整していくかは、それをまとめることをその、多分、この協議会でやることになると思います。

もちろん、洋上風力ができた場合、一番影響を受けるのは漁業者の方ですから、漁業者の意見も最大限、考えなきゃいけませんし。

最初、説明がありましたけど、ひょっとして魚礁とかいうことを考えると、魚が余計とれるようになるかもしれない。そこら辺はもちろん、私、素人なので保証できませんけど。いろいろなことが考えられますので、これにつきましては次回以降、もう少し議論したいかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議論がまだまだ尽きないような気がしますけど、まだ言い足りない方。次回以降のために、今のうちに言っておきたいという方、ございますでしょうか。

○工藤専務理事

座長、済みません。いいですか。

○中村座長

お願いします。

○工藤専務理事

あの、随行者なのですが、発言よろしいでしょうか。

○中村座長

どうぞ、よろしくお願いします。

○工藤専務理事

秋田県漁協の工藤でございます。いろいろ、議論がありますけれども、スタートの段階で皆さんに確認をとっていただきたいことがございます。それはガイドライン、参考資料の2でございますが。この8ページになります。ここに、5番としまして、「発電事業実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」というふうでございます。そのずっと下のほうに、「※」の1番目、「なお、実際の運用に当たっては、協議会の設置等の

前にも漁業の操業に対する支障の有無を関係漁業団体に十分に確認し、漁業に支障がある場合には、協議会の設置等を行わないこととする」というふうにございます。ここを、そのとおり、そのまま読んでしまいますと、協議会が設置されたということは、漁業に支障がないんだというふうに捉えられる方もいらっしゃると思いますが、決してそういうことではございません。先ほど、座長と、あと水産庁の富樫委員とのお話の中にもありましたように、有望区域として、資料5ですか、このエリアが出ているわけですがけれども、この有望区域に手を挙げた段階では、有望区域に選定されることと、選定された場合、協議会に参加すること、この2点について、どうするかという話であって、ここのエリアで漁業をやっていませんとか、漁業に支障がないと、そういう意思表示は、秋田県漁協としては一切行っていないということをご理解いただきたいと思っております。

○中村座長

ありがとうございました。実は今これ、私は初めて見たのですが。これはどういう。確かに、支障がある場合には設置を行わない。設置したということは、支障はないと認めたというふうに、そこまで断言するのはちょっとまずいかと、少し、議論の内容として強すぎるような気がするのですが、いかがですか。

○清水新エネルギー課長

工藤さんがおっしゃられたとおり、今、協議会に参加しているから、漁業に支障がないと認めたということではないというのは、我々も同様に認識してございます。同じ参考資料の中でもう少し先に進んでもらって、11ページというところに、有望な区域の選定というところがございます。その中で、有望な区域の選定条件ということで、以下の3つの要件を満たしているということで今回、有望な区域として選んでおりまして、まず、候補地があるということ。それから、今まさに、工藤様からもお話ありましたように、協議会を開始することに関しての同意はいただいているというふうに理解しています。それから、3点目の区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること、この見込まれることって幅があるのですが、全く見込みがないところではないが、もう既にクリアしているという趣旨ではないというふうに、我々も理解してございます。そういう意味では、こういう形で協議をすることについてはご了解をいただいた前提で、まさに支障のあるなし、どういう形であれば支障がないかというのは今後の議論ということで、そ

ういう理解で我々はおります。

○工藤専務理事

そういうことで皆さん、理解していただければ結構だと思います。

あと、もうちょっと細かい話ですけれども、占用許可申請のときに、漁業者団体の同意というお話がありますが、これは運用指針の中では、例えばという、事例として出されているものなんですけれども、これも、この協議会の中で、この同意は必要とするというふうに決定された事項なのかどうかですね。

それともう1点は、資料の中では、漁業への影響調査、これは資料では、例えばという書き方なんですけど、逆にこの基本方針の中では、これはやれというふうに書かれていますけれども、その辺の、事例として表示しているものと、運用指針なり基本方針の中で決められていることの、その行き来がちょっと逆なものがあるなというふうにまず感じました。

○清水新エネルギー課長

多数の文章がある中で、若干平仄がずれていて恐縮でございますが、今回、論点例として出させていただいているとおりでございますし、先ほど、富樫計画官の話がありましたとおりで、やはり今回のこの法律のたてつけからすると、まさに漁業協調、それから漁業影響評価をどういうふうなものにするかというやり方みたいなことについては、少なくとも、本協議会においては、する必要がないというお声が強くなければ、それは当然、やっていただくということではないかというふうに思っております。

○工藤専務理事

わかりました。ありがとうございます。

○中村座長

ほかに、最後に一言、何か発言したい方はいらっしゃいますでしょうか。

次回以降も、まだまだ議論は続きますが、効率よく進めるために、今のうちに言っておきたいということは、よろしいでしょうか。

○中村座長

では、貴重なご質問、ご意見を賜り、誠にありがとうございました。事務局においては、本日の議論を踏まえて、次回以降に向けてご準備いただけることと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以上をもちまして、協議会を閉じたいと思います。

本日はご多忙のところ、熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

— 了 —